

島原市事業継続支援給付金事業

▼目的

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警戒警報が発令されたことに伴い、飲食店等の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により事業活動に大きな影響を受けた事業者に対し、県と連携して事業継続支援給付金を支給します。

▼支給要件

次の（１）から（５）のすべてに該当する方が対象となります。

- （１）県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があることや不要不急の外出・移動自粛など新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたことにより、令和３年１月または２月の売上高が対前年比（または対前々年比）20%以上減少していること

※ただし、以下の事業者は除く

- ①法人税法別表第一に規定する公共法人
 - ②政治団体、宗教上の組織若しくは団体
 - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ④島原市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者
- （２）令和３年２月１日現在において、市内に本社または本店を有する法人、または市内に住所を有する個人事業主
- （３）令和２年１２月末までに創業し、引き続き事業を継続する意思があること
※令和３年１月１日以降に創業された事業者は対象外
- （４）令和元年１２月末時点までに納期限が到来した市税に滞納がないこと
- （５）長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金を財源とした各市町の営業時間短縮要請協力金を受給していないこと

※中小企業者等や農業または漁業を主業としている方、医療法人、農業法人、NPO 法人など会社以外の法人についても幅広く対象となります。

創業の時期により令和２年１月または２月の売上高の算定ができない事業者の取扱い

・令和２年２月２日から同年１１月１日までに創業した事業者

「令和２年２月分の売上高」か「令和２年２月から同年１２月までのうちの任意の連続する２か月分の売上平均月額」のいずれか高い方を令和２年１月または同年２月の売上高とみなします

・令和２年１１月２日から同年１２月末日までに創業した事業者

「令和２年１２月分の売上高」か「令和２年１１月分及び同年１２月分の売上高の平均月額」かのいずれか高い方を令和２年１月または２月の売上高とみなします

▼支給額

- ・令和３年１月または２月の売上高が対前年比（または対前々年比）で

●20%以上 50%未満減少の場合 → 10万円

●50%以上減少の場合 → 20万円

▼必要書類

- (1) 提出書類チェックシート
- (2) 島原市事業継続支援給付金支給申請書（様式第1号）
- (3) 該当要件申告書（様式第2号）
- (4) 売上高比較表（様式第3号）
- (5) 誓約書（様式第4号）
- (6) 確定申告書等（写し） **※1**
- (7) 売上高比較表に記載した月別売上高が確認できる帳簿等（写し） **※2**
- (8) 振込先口座の通帳（写し）
- (9) 本人確認ができるもの（写し）⇒個人事業主の方のみ

※1

令和2年分または令和元年分の確定申告書等（様式第3号において売上高を比較できる年の確定申告書等）なお、令和2年1月以降に創業した場合は、営業許可書や履歴事項全部証明書、開業届など事業を営んでいることが確認できる書類の写しが必要です

※2

●月別売上高が確認できる帳簿等の例

【法人・個人事業主】

・月別売上台帳、決算書 など

【農業を主業として営む方】

・販売代金明細書等（農協・市場等が発行するもの）
・農産物の販売額が確認できる通帳 など

【漁業を主業として営む方】

・出荷伝票等（出荷先が発行するもの）
・漁業協同組合の経済端末に入力されているデータ
（漁業協同組合に出荷している方）
・水産物の販売額が確認できる通帳 など

▼申請期間・申請方法

令和3年3月8日（月）～令和3年5月31日（月） **※当日消印有効**

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できるだけ郵送での申請をお願いします。

▼申請窓口

- (1) 産業政策課（本庁舎2階）
- (2) 農林水産課（有明庁舎1階）

▼申請書の入手方法

- (1) 島原市ホームページからダウンロードすることができます
- (2) 産業政策課（新庁舎2階）
- (3) 農林水産課（有明庁舎1階）
- (4) 島原商工会議所
- (5) 有明町商工会

▼提出・問い合わせ先 〒855-8555 島原市上の町537番地
島原市 産業政策課 産業企画商工班
TEL 0957-63-1111（内線572・571）